

意見第2号

令和6年3月22日

綾部市議会議長 種 清 喜 之 様

提出者 綾部市議会議員
 本 田 文 夫
賛成者 綾部市議会議員
 安 藤 和 明
 高 橋 輝
 藤 岡 康 治
 後 藤 光

国に対して、緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり綾部市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

国に対して、緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書

我が国では、未曾有の緊急事態に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法などに基づき対処してきたが、混迷を深める状況を踏まえ、有識者などから従来の法体系では限界があるのではないかとの意見が出ている。また、全国各地で自然災害が激甚化し、頻発化し、毎年のように集中豪雨による風水害で甚大な被害が相次ぎ、本年も正月早々能登半島地震が発生した。更には今後、30年以内に高い確率で首都直下型地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている。このような重大な緊急事態が発生した場合、従来の法体系では対応できなくなる恐れがある。そうした緊急時に国民の命と生活を守るための施策や法整備についての建設的な議論を、国会において早急に進めるべきである。

国の最大の責務は、緊急時に国民の命と生活を守ることにある。よって、国におかれては緊急事態に対応できる法令等の整備をされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、
内閣官房長官 宛

綾部市議会議長 種 清 喜 之